

### 土地区画整理事業・土地改良事業の測量作業規程

土地区画整理事業及び土地改良事業については、事業に伴う測量が円滑に実施できるように、同事業を所管する国土交通大臣及び農林水産省農村振興局長が、それぞれ測量作業規程を定めています。同事業を行う測量計画機関は各作業規程を準用し、公共測量作業規程を作成することができます。

土地区画整理事業「国土交通省土地区画整理事業測量作業規程」

<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/materials/sokuryou/sokuryou.htm>

土地改良事業「農林水産省農村振興局測量作業規程」

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu\\_siyosyo/k\\_sokuryo/index.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/k_sokuryo/index.html)

公共組合（土地区画整理組合、土地改良区等）の事業終了時には、作業規程の廃止申請が必要となります。また、公共組合解散後は当該事業で設置した基準点が利用できなくなるため、地方公共団体等への移管をお願いします。基準点移管の際は、国土地理院にご連絡ください。

### 公共測量作業規程の承認情報

国土地理院ホームページで、国土交通大臣の承認を得た公共測量作業規程を、承認年次、測量計画機関名、作業規程の名称で検索することができます。（51ページ）

[http://psgsv2.gsi.go.jp/kouhyou/Kouhyou\\_SagyouKitei/Kensaku9.aspx](http://psgsv2.gsi.go.jp/kouhyou/Kouhyou_SagyouKitei/Kensaku9.aspx)

### 作業規程の承認申請書記載例

#### 承認申請書

文書番号  
平成〇年〇月〇日

国土交通大臣 殿

○ 規程  
× 規定

→

○○土地区画整理組合理事長 印

○○市長 印

公共測量作業規程の承認申請書

標記について、測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項の規定に基づき、別添（○○市公共測量作業規程）のとおり定めたので承認を申請します。

○○土地区画整理事業測量作業規程

○○市土地改良事業測量作業規程

記載のあて先に承認書  
が送付されます

計画機関	担当課（送付先）	計画機関所在地	準用規程
○○市	○○課 ○○係	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○○番地 TEL 0000-00-0000	作業規程の準則 （平成20年国土交通省告示第413号）
○○土地区画整理組合			国土交通省土地区画整理事業測量作業規程 （平成25年版）
○○市			農林水産省農村振興局測量作業規程 （平成25年版）

組み合わせが正しいか確認

用紙はA4判とする

測量標 測量成果の使用承認申請書		文書番号
測量法第 <sup>26</sup> / <sub>30</sub> 条の規定により下記のとおり申請します。		
平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日		〒○○○-○○○ 申請者 住 所 ○○県○○市○○町○○番地
		氏 名 ○○市長 ○ ○ ○ ○ 印
国土地理院長 殿		
使用目的又は当該測量の種別	都市計画図作成のため	
測 量 地 域	○○市全域	
使 用 期 間	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日から平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
○ 使用 する 測 量 成 果 の 種 類 及 び 内 容	基本測量基準点、水準点、基盤地図情報(○○市)	
○ 測 量 精 度	○○市公共測量作業規程	
使 用 方 法	細部測量の既知点、数値図化の標定点、地図編集	
× 使用 する 測 量 標 の 種 類 及 び 所 在	別添付図に示すとおり	
× 使用 する 測 量 標 の 上 方 に 測 標 等 を 設 け る 場 合 は そ の 所 在	なし	
○ 完成 図 の 縮 尺 及 び 名 称	地図情報レベル2500 ○○市都市計画図	
測 量 計 画 機 関	名 称	
	代 表 者 の 氏 名	申請者と同じ
	所 在 地	
測 量 作 業 機 関	名 称	未定
	× 測 量 業 者 登 録 番 号	
	代 表 者 の 氏 名	
	所 在 地	
○ 成 果 入 手 年 月 日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
公 共 測 量 実 施 計 画 書 提 出 年 月 日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
備 考	担当者 ○○課 ○○○○ TEL 0000-00-0000	

- 記載要領 ① ×印欄は法第26条、○印欄は法第30条に規定する申請の場合にのみ記載すること。  
 ② 使用方法欄は、測量（地図編集等を含む。）作業の方法を詳しく記載すること。

## 製品仕様書等サンプル(見本)

## 4. データ内容及び構造

## 6. データ品質

	①製品仕様書	②応用スキーマ	③品質の要求及び評価	製品仕様書	(参考)
基準点測量(GNSS)	[ワード:64KB] H25.3.27		[PDF:175KB] H25.3.21	[ワード:1.1MB] H25.3.27	応用スキーマXml文書 [Xsd:5KB] H22.1.26
基準点測量(Ts)		[PDF:232KB] H25.3.21	[PDF:232KB] H25.3.21		
基準点測量(座標補正)	[ワード:66KB] H25.3.27		[PDF:175KB] H25.3.21		

- 製品仕様書は、PDF形式で作成するのが原則です。ワードファイルで作成したものは、PDF形式に変換してください。
- 以前公開していた「製品仕様書(簡易版)」ファイルは、「①製品仕様書」ファイルに移行しました。
- 以前公開していた「製品仕様書(詳細版)」ファイルは、「④オリジナル作成用製品仕様書」ファイルに移行しました。

※ 測量計画機関にて内容を確認し、製品仕様書の「4. 6.」は サンプル「②、③」を準用する場合、①のみの提出で良い。②、③は提出不要。

## 水準測量

	①製品仕様書	②応用スキーマ	③品質の要求及び評価	製品仕様書	(参考)
水準測量(新設・再設)	[ワード:65KB] H25.3.27		[PDF:190KB] H25.3.21 ※改測・地盤変動調査と同じ	[ワード:1MB] H25.3.27	応用スキーマXml文書 [Xsd:6KB] H21.8.12
水準測量(移転)	[ワード:65KB] H25.3.27	[PDF:259KB] H25.3.21	[PDF:167KB] H25.3.21	[ワード:336KB] H25.3.27	コードリスト [Xml:1KB] H22.7.7
水準測量(改測・地盤変動調査)	[ワード:65KB] H25.3.27	[PDF:271KB] H25.3.21	[PDF:190KB] H25.3.21 ※新設・再設と同じ	[ワード:1MB] H25.3.27	応用スキーマXml文書 [Xsd:7KB] H21.8.12 コードリスト [Xml:2KB] H22.7.7

- 製品仕様書は、PDF形式で作成するのが原則です。ワードファイルで作成したものは、PDF形式に変換してください。
- 以前公開していた「製品仕様書(簡易版)」ファイルは、「①製品仕様書」ファイルに移行しました。
- 以前公開していた「製品仕様書(詳細版)」ファイルは、「④オリジナル作成用製品仕様書」ファイルに移行しました。

※ 留意箇所(製品仕様書一部抜粋)

## 〇〇市基準点測量製品仕様書

(1.1.の空間データ製品仕様書の題名と同じものを記入)

※赤文字箇所を書き換えて作成してください。

※青文字箇所は記入する際の注意事項等を示しています。作成する際は削除してください。

「作業規程の準則」に準じて作成した「公共測量作業規程」により業務を行う場合は、国土地

理院作成の「応用スキーマ」及び「品質の要求及び評価」の準用が可能です。国土地理院HP掲載の「応用スキーマ」及び「品質の要求及び評価」の内容を確認したうえで、本サンプルの赤文字箇所を書き換えて製品仕様書を作成してください。

## 1. 概覧

### 1.3. 空間範囲

※ JGD2011 の指定と根拠を明示

〇〇市（〇〇地区などでもよい）

座標参照系の測地原子はJGD2011を指定する。JGD2011は、平成23年10月21日時点の測量法施行令（昭和24年政令第322号）第2条及び第3条を典拠とする。

### 1.4. 時間範囲

期間の始まり：20XX-09-01 期間の終わり：20XX-12-20

（作業期間を記入。業務の委託期間でよい）

### 1.5. 引用規格

※ 作業規程（規定は「×」）

※ JPGIS の Ver. は 2.1

- ・ 測量法
- ・ 〇〇市公共測量作業規程（作業に使用する規程等を記入）
- ・ 地理情報標準プロファイル（JPGIS）Ver. 2.1
- ・ 測量成果電子納品要領（案）平成20年12月版

### 1.6. 用語と定義

地理情報標準プロファイル（JPGIS）Ver. 2.1 附属書5（規定）定義

## 3. データ製品識別

※ 製品仕様書作成日ではなく、

測量成果が完成した日の意味

### 3.2. 日付

20XX-12-20（データ作成年月日を記入。1.4.の期間の終わりに合わせる）

## 4. データ内容及び構造

基準点測量製品仕様書応用スキーマ（平成25年3月 国土地理院）を準用する。

（国土地理院HP掲載の応用スキーマを準用しない場合は、「4. データ内容及び構造」に応用スキーマを記載したオリジナル製品仕様書を作成しなければならない）

## 5. 参照系

### 5.1. 空間参照系

参照系識別子 **IGD2011** / ○(X, Y), H

(通常は JGD2011/平面直角座標系 (X, Y) または JGD2011/ (B, L) と、標高 H を用いる)

## 6. データ品質

〇〇市公共測量作業規程に基づき、基準点測量製品仕様書品質の要求及び評価 (GNSS 版)

(平成 25 年 3 月 国土地理院) を準用する。(GNSS 版または TS 版を記入)

位置正確度の品質要求及び評価は、〇〇市公共測量作業規程第 42 条、第 43 条及び計算式集に基づいて行う。

(国土地理院 HP 掲載の品質の要求及び評価を準用しない場合は、「6. データ品質」に品質の要求及び評価を記載したオリジナル製品仕様書を作成しなければならない)

## 8. メタデータ

**JMP2.0** に基づいて作成する。

※ JMP の Ver. は 2.0

## その他

※ 用語として「GPS」ではなく「GNSS」を使用する。

例 GNSS 測量、GNSS/IMU など

## 品質評価表

### 品質評価

品質評価とは、測量成果が製品仕様書「6. データ品質」で規定する品質を満足するか評価することです。作業機関は製品仕様書のとおり評価を実施し、品質評価表を作成して計画機関に提出しなければなりません。品質評価表は測量成果等に含まれますので、計画機関は国土地理院に写しを提出してください。

品質評価表は、個別表に各品質要素の評価結果を記載し、総括表に合否を記載します。数値地形図データ等の複数の地物を含む測量成果については、地物ごとに個別表を作成してください。

以下に品質評価表のサンプルを例示しますので、製品仕様書の品質要求に応じて変更した上でご使用ください。

### 基準点測量

品質評価表サンプル	品質評価表サンプル			
	[エクセル:40KB] H25.3.21			
GNSS観測	[エクセル:40KB] H25.3.21			
TS観測	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)
	[エクセル:40KB]	[エクセル:40KB]	[エクセル:40KB]	[エクセル:40KB]
	H25.3.21	H25.3.21	H25.3.21	H25.3.21
※等級(1~4級)・観測方法(GNSS・TS)が複数ある場合	[エクセル:77KB] H25.3.21			
基準点成果座標補正(補正パラメータによる改算)	[エクセル:39KB] H25.3.21			



記載例（地震に伴う基準点の補正を含む例）

測量法施行規則 別表第五

① 文書番号

公共測量実施計画書

測量法第36条の規定により下記のとおり計画書を提出します。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

② 測量計画機関 所在地 ○○県○○市○○町○○番地  
 名称 ○○市  
 代表者 ○ ○ 市 長 印

〒○○○-○○○○

国土地理院長 殿

③ 測 量 の 目 的 道路計画

④ 測 量 地 域 ○○市南部

⑤ 作 業 量 基準点測量4級70点  
 基準点測量座標補正（パラメータ）3級10点

⑥ 測 量 期 間 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日から平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

⑦ 測 量 精 度 ○○市公共測量作業規程 ← ○ 規程  
 公共測量成果改定マニュアル × 規定

⑧ 測 量 方 法 トータルステーション

⑨ 使用する測量成果の種類  
 及び 内 容 ○○市公共測量 基準点  
 （○○市平\*\*○公第○○号）（別紙付図に示すとおり）

⑩ 基本測量成果入手年月日 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

⑪ 測量に関する計画者氏名  
 及び 測量士登録番号 「測量計画委託契約による」  
 ○ ○ ○ ○ 測量士第H00-00000号（○○株式会社○○課）

⑫ 測量作業機関

名 称	株○○測量	測量作業機関が未定の場合は「未定」と記入)
測量業者登録番号	第(○) -○○○号	
代表者の氏名	代表取締役社長 ○○○○	
所 在 地	○○県○○市○○町○○番地	
主任技術者氏名及び 測量士登録番号	○○○○ 測量士第H00-00000号	

⑬ 作業規程

書類提出年月日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	※ よくある間違い × 国国地発第○○○号 × 国国地○○○号 × 国地第○○○号
承認年月日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
承認番号	国国地第○○○号 ←	

⑭ 測量標・測量成果の使用  
 承認申請書提出年月日 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

⑮ 備 考 担当者 ○○課 ○○○○ TEL 000-000-0000  
 測量成果使用可 使用料無料

※ 郵便番号の記載をお願いします。助言書及び審査書送付の際、必要です。

○ 規程  
× 規定

※ よくある間違い  
× 国国地発第○○○号  
× 国国地○○○号  
× 国地第○○○号

記載要領

- ① 測量地域欄は、別に地形図を用い、当該測量の測量成果及び当該測量において使用する測量成果の位置関係等を表示すること。
- ② 作業量欄は、当該測量の測量成果を記入すること。
- ③ 測量方法欄は、測量の方法、使用する主な機器等を具体的に記入すること。
- ④ 備考欄は、測量計画機関担当者の氏名、所属、電話番号等を記入すること。



## 7. 測量成果の提出と審査 (法第40条第1項・第41条)

測量計画機関が公共測量の測量成果を得たときは、速やかに当該測量成果の精度、内容等を検査しなければなりません。

検査の際は、「公共測量ビューア・コンバータ(公共測量成果検査支援ツール)」(54ページ)をご利用ください。<http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/sien/pindex.html>

検査終了後に遅滞なくその写しを国土地理院長(所管の地方測量部等宛)に提出します。

国土地理院長は、提出を受けた測量成果を速やかに審査し、公共性の有無について確認を行います。審査後、測量計画機関に対し結果を通知します。また、測量成果が十分な精度を有すると認められた場合は、測量の種類、測量計画機関の名称等を公表しています。公共測量成果の存在を広く一般に知らせることにより、測量の重複の排除や、測量成果の有効活用が図られることとなります。

### (文書例) 基準点測量の例

		文 書 番 号 平成〇年〇月〇日
国土地理院長 殿		測量計画機関の長 印
公共測量成果等の提出について		
平成〇年〇月〇日付け〇公第〇〇号で助言を受けた公共測量実施計画書に基づく測量成果を得たので、測量法第40条第1項に基づき下記のとおり提出します。		
記		
成果品の名称	〇〇測量成果 DVD (あるいはCD等)	数量 1 部
内訳		
1. 〇〇測量成果表の写し		
2. 点の記の写し		
3. 平均図の写し		
4. 観測図の写し		
5. 精度管理表の写し		
6. 検定証明書・検定記録書の写し		
7. 品質評価表の写し		
8. メタデータの写し		
9. 基準点現況調査報告書の写し		
10. 測量標設置位置通知書の写し		

※ 実施計画書に記載した全ての測量成果(永久標識の設置がない基準点等についても)を提出してください。

紙はA4判とする

※ 成果品は、「承認・助言書」に記載された条件に従い提出してください。

※ なお、これ以外にも審査に必要な資料を提出していただくことがあります。

### メタデータの公開について

公共測量成果には、測量成果を利用するために必要な、成果の所在、内容、品質、利用条件等を記述したメタデータが含まれます。

メタデータは、国土地理院ホームページ「地理情報クリアリングハウス」に登録され、どなたでも検索、閲覧することができるようになります。メタデータの内容はすべて公表されます。個人名・メールアドレスも公表されますので、作成の際はご注意ください。

1. 地理情報クリアリングハウス <http://zgate.gsi.go.jp/>
2. メタデータ(解説と作成ソフトウェア「メタデータエディタ」のダウンロード)  
[http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/seihinsiyu/seihinsiyu\\_meta.html](http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/seihinsiyu/seihinsiyu_meta.html)

## 6. 永久標識・一時標識の設置等に関する通知・公表

## (1) 永久標識等設置の通知・公表（法第21条第1項・第37条第3項・第39条）

## 都道府県知事への通知・公表

測量計画機関は、基準点の永久標識又は一時標識を設置したときは、その種類及び所在地等を関係都道府県知事（法第21条第1項）に通知するとともに、これをインターネット等により公表する必要があります。通知を受けた都道府県知事は、関係市区町村長に通知します。

公共測量で設置した標識及び測量成果は、公共測量及び民間測量に幅広く利用することができるため、所在を広く公表することが重要です。また、都道府県知事及び市区町村長は、自らの管内のどこに測量標が設置されたかを知ることができ

※ 永久標識を設置した際には、国土地理院長への通知とともに県知事への通知が必要です。

## 国土地理院長への通知

永久標識設置の情報は、測量の重複を排除するのに有用な情報です。永久標識を設置したときは、遅滞なく、それらの情報を国土地理院長（法第37条第3項）に通知する必要があります。

(文書例)

文 書 番 号  
平成〇年〇月〇日

国土地理院長 殿  
(〇〇知事)

測量計画機関の長 印

## 測量標の設置（通知）

（国土地理院長宛は、以下の内容とする）

平成〇年〇月〇日付け〇公第〇〇号で助言を受けた公共測量の実施にともない別紙のとおり永久標識を設置したので、測量法(昭和24年法律188号)第37条第3項により通知します。

（知事宛は、以下の内容とする）

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で通知した公共測量の実施にともない別紙のとおり永久標識(一時標識)を設置したので、測量法(昭和24年法律188号)第21条第1項・第39条により通知します。

用紙はA4判とする

- (注) 1. 国土地理院長には、永久標識についてのみ通知し、一時標識については通知不要。  
2. 別紙には、「測量標設置位置通知書」(29ページ参照)を添付する。ただし、測量法第40条による測量成果提出の際に、「測量標設置位置通知書」を提出することにより、国土地理院長への通知を省略することができる。  
3. 測量計画機関が都道府県の場合は、知事への通知を省略することができる。  
4. 都道府県知事は、法第21条第2項の規定により関係市町村長に通知しなければならない。ただし、測量計画機関が市町村の場合は、法21条第2項を省略することができる。  
5. 提出は、国土地理院長へ正1部、知事へ正・副各1部、計2部提出する。



## 街区基準点の復旧等

### 1. 街区基準点の廃棄及び移転

- (1) 街区基準点に関する測量計画機関としての権能は市町村へ移管されており、市町村の公共基準点として取り扱います。
- (2) 街区基準点に関する測量計画機関としての権能は移管されましたが、財産（金属標）は国が保有しているため、道路工事等により街区基準点が支障となる場合は、
  - ① 街区基準点を廃棄し、測量法第 37 条 4 項の通知を国土地理院長あてに又は「都市再生街区基本調査に基づく街区基準点等の廃止について（通知）」を、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長あてに行う。
  - ② 移転する場合は、公共測量の手続きを行い、新たに公共基準点を設置することとする。その際、街区基準点の点名称をそのまま使用しない。
  - ③ 公共測量成果等の提出により、一般的な市町村の公共基準点として閲覧及び謄本交付される。

### 2. 街区基準点の敷地占用協議等

- (1) 街区基準点の占用協議等の更新は、国土交通省が行います。例えば、国道及び県道に設置された街区基準点の市町村の立場は、占有者と思えますが、実際は、占有している財産（金属標）の保有者が占有者です。市町村あてに占用協議等の更新通知等があった場合には、更新事務を行う、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課へ回送して下さい。

### 3. 街区基準点の復元

- (1) 街区基準点は、都市域の道路地内に高密度に設置されているため、道路改修や地下埋設物の敷設・交換などの各種施工により、き損・亡失の頻度が他の基準点と比べ増加することが予想されたため、平成18年12月に「街区基準点復元マニュアル（案）」により、簡易で効率良く復元する手法を用いた、作業指針、位置復元方法等を定めた。
- (2) 「復元」は「測量ではなく」役務に相当するものであり、マニュアル（案）

に定めた範囲内に完全に戻すことができる条件にのみ適用できる。

- (3) 一般的に、位置及び高さを完全に戻すことが可能な状況は少ないと考えられるため、測量による公共基準点としての「復旧」を念頭にマニュアル(案)の適用について考慮も必要である。

## 日本の測量の位置の基準及び名称の変更

### 1. 位置の基準及び名称の変更

- (1) 平成 23 年 10 月 21 日に施行した測量法施行令の改正により日本の測量の位置の基準が変わりました。一方で、高さの基準である東京湾平均海面の値の変更はありませんでした。この新しい測量の基準を「日本測地系 2011 (JGD2011)」と呼称します。
- (2) 位置の基準の変更は、位置座標の値が変わった岐阜県を含む東日本のみが関係する事象ではなく、日本全国統一的なものです。例えば、愛知県では、10/21 の前後で、基準点の位置座標（緯度・経度及び X・Y）の値に変化はありませんでしたが、測量を行う際の位置の基準は、日本測地系 2000 から日本測地系 2011 へと変わりました。一方、岐阜県では値も変わり、もちろん、位置の基準も変わりました。
- (3) 高さの基準に変更はありませんでしたが、呼称については、基準点と同様に「日本測地系 2011 (JGD2011)」としました。

### 2. 新しい測量の基準（ JGD2011）に基づく測量の実施

- (1) H23. 10. 21 以降に測量を行う際には、JGD2011 に基づいて、実施することが必要となっています。特に、岐阜県では、測量の実施に際して使用する既知基準点の値が JGD2011 に基づくものであるか十分に留意する必要があります。JGD2000 のままの成果である場合、岐阜県においては既知点の管理者が JGD2011 への座標変換を公共測量として実施する必要があります。
- (2) 静岡県、愛知県及び三重県では、数値の変更を行う必要はありませんが、既知基準点成果の交付等を行う際に「世界測地系（日本測地系 2011 (JGD2011)）」などと注記した上で使用させて（して）下さい。

### 3. JGD2011 に基づく測量成果であることの明示

- (1) 公共測量の成果等を作成する際には、当該成果は JGD2011 に基づき算出されたことを明示して下さい（「世界測地系（日本測地系 2011 (JGD2011)）」と記載するなど）。

## 測量計画機関における対応について

## 1. 作業規程の準則(平成20年国土交通省告示第413号)を準用している測量計画機関における対応について

測量法(昭和24年法律第188号)第33条第1項に基づく公共測量作業規程について、測量法第34条に基づく作業規程の準則(以下「準則」という。)を準用して定めている測量計画機関においては、改正された内容の準則を引き続き準用する場合、今回の準則の一部改正に伴う作業規程の変更承認申請手続は必要ありません。

## 2. 準則を準用していない測量計画機関における対応について

測量法第33条第1項に基づく公共測量作業規程について、測量計画機関において制定していない場合は、新たに制定することが必要です。また、平成14年以前(日本測地系)の国土交通省公共測量作業規程を準用している場合は、公共測量を実施する前に必ず変更が必要となります。これらの場合においては、以下を例とする読替規定により準則と同内容の公共測量作業規程として制定または変更することが可能です。(読替規定の例)

〇〇〇公共測量作業規程(〇〇〇は測量計画機関の名称等)は、作業規程の準則(平成20年国土交通省告示第413号)を準用する。

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「〇〇〇が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、それぞれ読み替えるものとする。

なお、上記以外に独自の作業規程を制定している場合で、今回の準則の一部改正に合わせた作業規程の変更を行う場合は、別途ご相談ください。

# 作業規程の準則の一部改正

## 1. 主な改正点

### (1) 準天頂衛星に対応

従前の準則では各種測量に GPS 衛星（米国）と GLONASS 衛星（ロシア）が利用できることを規定していましたが、今回の改正では、準天頂衛星（日本）の位置精度及び利用の有効性が確認できたことを受け、GPS 衛星の補完衛星として利用できるようになりました。

### (2) 空中写真撮影作業の標準化

空中写真の撮影工程において「GNSS/IMU 装置」を用いている場合が大多数であることが確認できました。そのため、「GNSS/IMU 装置を用いた撮影及び外部標定要素を用いた調整計算」を撮影工程での標準手法としました。

### (3) 図化作業の標準化

数値地形図作成の図化工程において、「解析図化機」及び「座標読取装置付アナログ図化機」は使用されていないことが確認できました。そのため、「デジタルステレオ図化機」の使用を図化工程での標準手法としました。

### (4) 航空レーザ測量における地図情報レベル 500 での数値地形モデル作成を規定

従前の準則では航空レーザ測量において、地図情報レベル 1000、2500、5000 での数値地形モデル作成について規定をしていましたが、今回の改正では、地図情報レベル 1000 より詳細な数値地形モデルの作成が増加している現況を踏まえ、新たに地図情報レベル 500 での作成を規定しました。

## 2. 従前の測量方法等の使用

- (1) 準則に規定されていない測量方法を実施しようとする場合は、準則第 17 条の特例規定による条件（必要な精度の確保及び作業効率の維持）を満たせば実施が可能です。たとえば、今回の改正により削除された「空中三角測量」や「平板測量」等の従前の準則に規定されていた方法の場合は、実施計画書提出時に、準則第 17 条による特例による旨を明記し、その方法で得ようとする測量成果の内容及び精度が記載された資料等を添付してください。

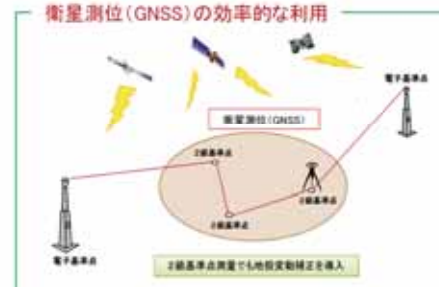
## 作業規程の準則 -第17条対応- 新しい作業マニュアルについて

電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル案

国土地理院

### 電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル

これまで、1級基準点測量で適用していた  
セミ・ダイナミック補正(日本列島の定常的な地殻変動を補正)を  
電子基準点のみを利用した2級基準点測量にも適用する。

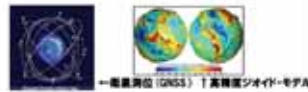


### 作業マニュアルの作成とその背景

#### -作業マニュアルの作成-

国土地理院では、近年の測量技術の動向を踏まえ、公共測量における測量業務の効率化を図るために、「GNSSを用いた標高の測量」及び「電子基準点を使用する基準点測量の利用の拡大」に関して検討を実施。

作業マニュアル  
を作成



- ・GNSS測量による標高の測量マニュアル案
- ・電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル案

#### -背景-

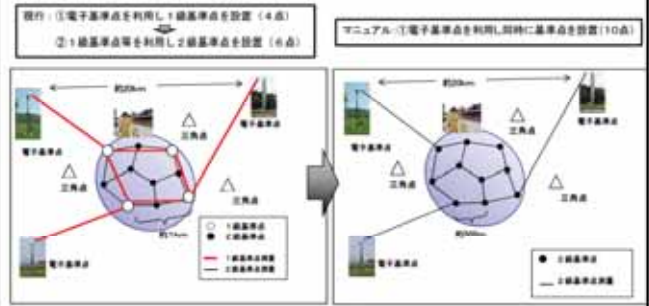
国土地理院が行った利用者ニーズ調査からは、水準点の不足、電子基準点のみを既知点とした基準点測量の適用範囲の拡大を要望する意見が多数。

また、GNSSを利用した測量環境も充実してきた。

### 具体的な利用イメージ

#### 電子基準点のみを既知点とした基準点測量 (2級基準点測量)

1級基準点を設置せず、直接、2級基準点が設置可能

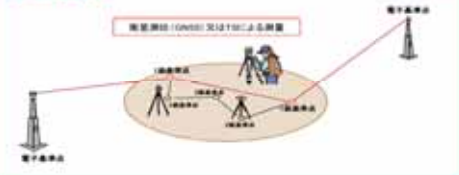


### 電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル

これまで、1級基準点測量においては、  
電子基準点のみを既知点とした基準点測量を実現している。

#### 現状と課題(位置の基準(基準点)の効率的設置)

- 【現状】  
公共測量の1級基準点(1km間隔)では「電子基準点のみを既知点とした」測量により、効率化が実現。  
一方、2級基準点(500m間隔)では、近隣の既設基準点より測量。
- 【課題】  
1級基準点を設置してからでない2級基準点を設置できないため、多大な時間と経費が必要。



### 電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル

#### 電子基準点のみを既知点とした 基準点測量マニュアルのメリット

電子基準点のみを既知点と基準点測量マニュアル案では、これまで1級基準点測量で実施されていた電子基準点のみを既知点とした測量が、2級基準点測量においても適用できるよう精度の確保に必要な標準的な作業方法を規定しています。

これまで、1級基準点を設置後に、それらを既知点に2級基準点測量を実施していましたが、本マニュアルにより、1級基準点の設置が省略して、直接2級基準点の設置が可能となり、測量業務の効率化が図られます。

#### 電子基準点のみを既知点とした 基準点測量のメリット

- 2級基準点を設置する際、1級基準点の設置を省略できます。
- 既知点に電子基準点を使用できます。
- それにより、既知点での観測が不要になります。

電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル案 国土地理院

## 第1章 総則

(目的と適用範囲)

第1条 本マニュアルは、電子基準点のみを既知点とする2級基準点測量の標準的な作業方法を定め、その規格を統一するとともに、必要な精度を確保することを目的とする。

## 第2章 電子基準点のみを既知点とした2級基準点測量

(要旨)

第3条 電子基準点のみを既知点とした2級基準点測量とは、電子基準点を既知点として、新点である2級基準点の位置を定める作業をいう。

(既知点の種類等)

第4条 既知点の種類、既知点数、既知点間距離及び新点間の距離は、次表を標準とする。

既知点の種類	電子基準点
既知点数	2点以上(作業地に最も近い電子基準点を使用する。)
既知点間距離	電子基準点のみを既知点とするので、制限しない。
新点間距離	500m

(電子基準点のみを既知点とした2級基準点測量の方式)

第5条 電子基準点のみを既知点とした2級基準点測量は、結合多角方式又は単路線方式により行うものとする。

既設基準点との整合性を確認 国土地理院

<第6条2項>  
あらかじめ計画機関が指示した場合、既設基準点との整合性を確認するため、1点以上の既設基準点と点検のための観測を行うものとし、平均計画図に含めるものとする。

整合性を確認するため、既設基準点と「点検のための観測」を行う。

第8条2 点検のための観測は、準則第37条2項(TS又はGNSS)による。

第9条4 第6条第2項に基づく点検のための観測を行った場合は、既設基準点と当該観測により求めた座標を比較し、その較差を計画機関に報告しなければならない。

これにより、計画機関は整合性を確認することができる。

電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル案 国土地理院

## 第2節 作業計画

(要旨)

第6条 作業計画は、準則第11条の規定によるほか、既設の基準点(以下「既設基準点」という。)の配置状況を調査するとともに、地形図上で新点の概略位置を決定し、平均計画図を作成するものとする。

2 あらかじめ計画機関が指示した場合、既設基準点と新点との整合性を確認するため、1点以上の既設基準点と点検のための観測を行うものとし、平均計画図に含めるものとする。

3 「既設基準点」とは、一～四等三角点、1級基準点及び2級基準点のことをいう。

## 第4節 観測

(観測の実施)

第8条 観測に当たり、計画機関の承認を得た平均図に基づき、観測図を作成するものとする。(途中省略、抜粋)

観測方法	スタティック法
観測時間等	10km以上 120分以上 1級GNSS測量機 10km未満 60分以上 2級GNSS測量機

ただし、節点を設けて観測距離を10km未満にすることで、2級GNSS測量機により1周波による観測を行うこともできる。

地殻変動補正パラメータ 国土地理院

第10条2項  
新点の座標決定は、セミ-ダイナミック補正を行い求めるものとする。補正計算は、国土地理院が提供する地殻変動補正パラメータを使用するものとする。なお、地殻変動補正パラメータは、測量の実施時期に対応したものを使用するものとする。

地殻変動補正パラメータは、基準点測量等において、プレート運動に伴う定常的な地殻変動量を補正する「セミ-ダイナミック補正」に用いられるパラメータ-ファイル。

適切に使用することで、地殻変動による歪みが解消され測地成果2011の元期(基準日)時点における測量成果を求めることができます。

地殻変動補正パラメータのダウンロードは、国土地理院(以下)から可能です。  
http://vls.gsi.go.jp/krkch/krkchmain/download/agreement.html

電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル案 国土地理院

## 第5節 計算

(点検計算及び再測)

第9条 点検計算は、観測終了後に行うものとする。許容範囲を超えた場合は、再測を行う等適切な措置を講ずるものとする。

途中省略

4 第6条第2項に基づく点検のための観測は、既設基準点成果と当該観測により求めた座標を比較し、その較差を計画機関に報告しなければならない。

(平均計算)

第10条 平均計算は、既知点2点以上を固定する三次元網平均計算とする。

2 新点の座標決定は、セミ-ダイナミック補正を行い求めるものとする。補正計算は、国土地理院が提供する地殻変動補正パラメータを使用するものとする。なお、地殻変動補正パラメータは、測量の実施時期に対応したものを使用するものとする。

作業マニュアルの利用 国土地理院

作業マニュアルとは作業規程の準則(平成20年国土交通省告示第413号)(以下「準則」という。)(第17条(機器等及び作業方法に関する特例)第3項に該当するマニュアルです。

設計図書等  
・公共測量作業規程  
・仕様書  
・積算基準-歩掛

・仕様書に、マニュアルを利用することを明記するだけで、新技術の測量が可能です。

準則第17条(抜粋)  
(機器等及び作業方法に関する特例)  
第17条 計画機関は、必要な精度の確保及び作業効率の維持に支障がないと認められる場合には、この準則に定めのない機器及び作業方法を用いることができる。(中略)  
2 計画機関は、この準則に定めのない新しい測量技術を使用する場合には、使用する資料、機器、測量方法等により精度が確保できることを作業機関等からの検証結果等に基づき確認するとともに、確認に当たっては、あらかじめ国土地理院の長の承認を受けるものとする。  
3 国土地理院が新しい測量技術による測量方法に関するマニュアルを定めた場合は、当該マニュアルを基準の検証のための資料として使用することができる。

作業マニュアルを使用する場合の公共測量の手続きについて

**本マニュアルを使用する場合は、  
発注前に下記にご相談ください**

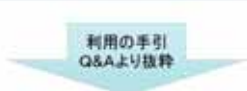
連絡先 国土地理院 中部地方測量部 公共測量担当

作業マニュアルを使用して測量作業を計画する場合は、測量法第36条の規定により、国土地理院に公共測量実施計画書を提出し、技術的助言を受ける必要があります。その際には、使用する作業マニュアルが準則第17条第3項に規定するものであることを明示してください。  
これにより、精度が確保された公共測量成果を得ることが可能となります。

各種資料・データ等の入手先 (HPよりダウンロード可能)

- ・ G N S S 測量による標高の測量マニュアル (案)
- ・ 電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル (案)
- ・ 利用の手引  
<http://psqsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/ssp/index.html>
- ・ 日本のジオイド2011  
<http://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/geoid/>
- ・ セミ・ダイナミック補正 (地殻変動補正パラメータ)  
<http://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/semidyna/>
- ・ 電子基準点観測データ (電子基準点データ提供サービス)  
<http://terras.gsi.go.jp/ja/index.html>

測量計画機関において、作業マニュアルを実際に測量業務に役立てていただけるよう、具体的な利用手順や利活用の効果等について解説・紹介することと目的に作成



<共通事項Q & A>

Q1	このマニュアルを使用して公共測量の業務を執行する場合に、必要な許認可を教えてください。
A1	本マニュアルを使用して公共測量を計画し測量を執行する場合は、当該計画機関が定めた公共測量作業規程、仕様書、本マニュアルが必要ですが、なお、仕様書には本マニュアルを使用することを明記してください。
Q2	このマニュアルを使用して公共測量を実施する場合に必要な手続きを教えてください。
A2	従来の公共測量の手続きと変わることはありません。ただし、公共測量実施計画書(測量法第36条)に、本マニュアルが作業規程の準則第17条第3項に規定するものであることを明示してください。
Q3	このマニュアルに明記する事項はあるのでしょうか。
A3	測量作業が円滑に行えるよう多岐にわたる事項を作成・調査予定です。



平成 25 年 3 月 13 日  
国 土 籍 第 640 号

都道府県知事 殿

国土交通省 土地・建設産業局長

用地測量の成果を活用した地籍整備の推進について

平成 22 年 5 月 25 日に閣議決定された第 6 次の「国土調査事業十箇年計画」においては、「国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 5 項の規定に基づく国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有する国土調査以外の測量及び調査の成果等についても活用を促進する」こととしており、また、同十箇年計画の策定の根拠法である国土調査促進特別措置法等の一部改正が行われた際の附帯決議においても、「公共事業等の関係部局との緊密かつ適切な連携により、国土調査の一層の推進を図ること」が明記されています。これらを踏まえ、法務省や関係部局と調整を行いつつ、地籍調査以外の測量である用地測量の成果を地籍整備に活用するための方策を検討してきたところです。

今後、この検討結果等を踏まえ、下記のとおりにより用地測量の成果を活用した地籍整備を推進することとしたいので、貴管内市町村に周知いたいただきたく思います。

なお、法務省は各法務局等に対して、**国土地理院は各地方測量部に対して、この取組に関する周知を行うことを申し添えます。**

記

1. 対象とする用地測量の成果

平成 25 年度以降に作成する用地実測図等

（国土交通大臣あてに国土調査法第 19 条第 5 項の認証の申請をするもの）

2. 用地測量の成果を活用した地籍整備の推進

これまで公共測量作業規程等に基づいて各地方公共団体等が用地測量を行ってきたところですが、平成 25 年度以降に作成される用地実測図等を国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づいて地籍調査と同等以上のものとして指定し、それを登記所等に送付して、地籍整備を進めて頂きますようお願い致します。

この際、以下のように、国土調査法第 19 条第 5 項の指定を行うために土地所有者への説明等が必要となりますが、用地測量の業務において付随する作業が最小限となるよう努めながら用地測量の成果を地籍整備に効果的に活用できるよう取り組んで下さい。

(1) 登記所等への情報提供

従前と同様に、管轄登記所等に対して事前に情報提供を行い、十分に連携を図って下さい。

(2) 土地所有者等への趣旨説明

通常の用地測量の際に行われる説明会等に併せて、国土調査法の手続きを経た後に、用地実測図を登記所に備え付ける予定であること（国土調査法第 19 条第 5 項に基づく指定の申請）も伝達して下さい。その際、別添 1 の「土地所有者等への説明資料案」を適宜活用して下さい。

(3) 公共測量実施計画書の提出

4 級基準点等を新設する場合には、あらかじめ、別添 2 の「公共測量実施計画書」を提出して、国土地理院長の技術的助言を求めることになっていきます。この計画書の記載事項のうち、「測量に関する計画者氏名及び測量士登録番号」には測量の計画を行う測量士の資格を有している者の氏名等を記載することが基本です。測量計画機関に有資格者がいない場合には、測量業務の受注者が実際の計画を行うため、測量作業機関の「主任技術者氏名及び測量士登録番号」と同一でも構いません。

(4) 登記所送付用の電子データの作成を含めた用地測量の業務発注

用地測量の業務発注の際には、事前に登記所に送付できる電子データ（地籍フォーマット 2000 形式又は STIMA 形式）について管轄登記所等と協議し、その作成も含めて下

【指定申請書案の作成要領】

用地測量の成果を地籍整備に活用するため、その成果を対象として、国土調査法第19条第5項の規定に基づき指定を受けることとしている。その指定を受けるための申請書には、測量精度に関する資料や各種書類等を添付する必要があるため、それらの記載例や留意事項等を以下のよう示す。

1. 申請書一覧

Table with columns: 書類名, 様式番号, 備考. Rows include: 申請書, 申請書添付書類 (包括表, 申請地域の位置図, 地図関係), 用地実測図, 地図一覽図, 登記所送付用地図, 基準点関係 (基準点測量網図, 基準点測量精度管理表, 測量法第41条の規定による審査書の写し), 境界点図係 (境界点間距離の精度管理表, 面積計算書), 簿冊 (指定申請調査簿, 公園遊憩施設等区, 土庫全部事項面積書, 境界立会依頼書, 土地境界確認書, 境界立会委任状).

● … 指定申請のため新たに作成する書類
□ … 用地測量の業務において作成される書類

さい。その際、別添3の「特記仕様書案」、別添4の「登記所送付用地図（地籍フォーマット2000形式の電子データ）の作成要領」、別添5の「指定申請書案の作成要領」、別添6の「歩掛りデータ」の作成要領、別添7の「指定申請書案の作成要領」を参考に、測量業務を作成し、測量業務を添付して下さい。

なお、登記所送付用の地図の電子データの形式については、法務省から、可能な限り地籍フォーマット2000形式の電子データによって提供していただきたい旨の依頼がされています。

(5) 土地境界の境界確認の際の委任状

地籍調査における境界立会の際には、土地所有者の代理人が立ち会う際の委任状を求めており、地籍調査と同程度の精度又は正確さを有する必要があることから、土地所有者の代理人が立ち会う場合には委任状を求めて下さい。委任状の記載例は別添5の「指定申請書案の作成要領」を参考にして下さい。

(6) 与点の精度

基準点等の与点は、国土調査法第19条第5項の規定に基づき指定のために必要な精度を確保して下さい。具体的には、基本三角点、国土調査法第19条第2項の規定により認証された基準点等、同条第5項の規定により指定された基準点、測量法第41条第1項の規定に基づき国土地理院長の審査を受け、十分な精度を有すると認められた基準点を与点として下さい。

(7) 指定申請予定地図等の確認

地籍調査の場合には、調査成果である地籍図と地籍簿を一般の閲覧に供することとされていることを考慮し、用地測量の業務において行われる土地調査の機等を活用して、指定申請予定の地図と指定申請調査簿を土地所有者等に確認して頂いて下さい。指定申請予定の地図等は、別添5の「指定申請書案の作成要領」等を参考にしつつ作成して下さい。

(8) 申請書等の作成

国土調査法第19条第5項の規定に基づき指定を受けるため、別添5の「指定申請書案の作成要領」を参考にしつつ、申請書等を作成して下さい。

3. 指定申請書の送付先

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課に送付して下さい。

2. 記載例⑤-1、⑤-2 (基準点測量網図)

境界測量の際に、与点とした基準点の網図を添付する。

1. 趣旨、目的

基準点測量の網の形、路線長等を確認するもの。

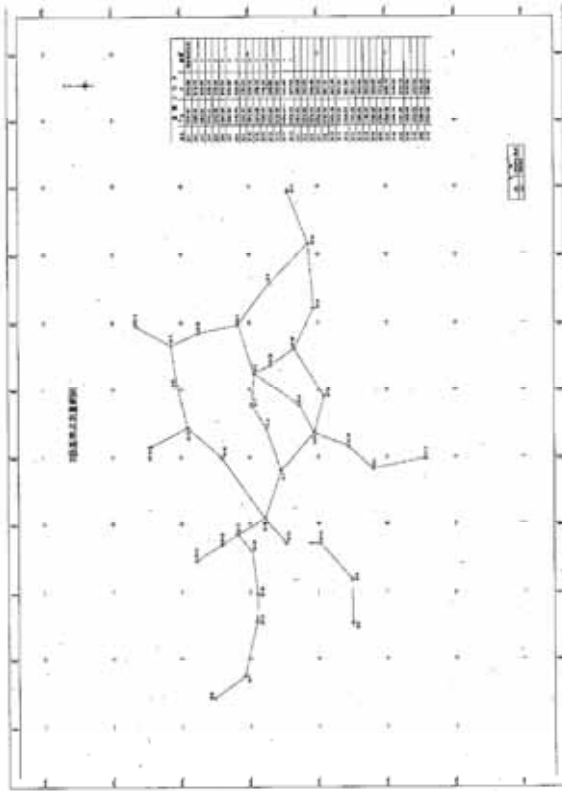
2. 必要事項

- ・タイトル「〇級基準点測量網図」
- ・基準点の網図
- ・基準点の等級  
など

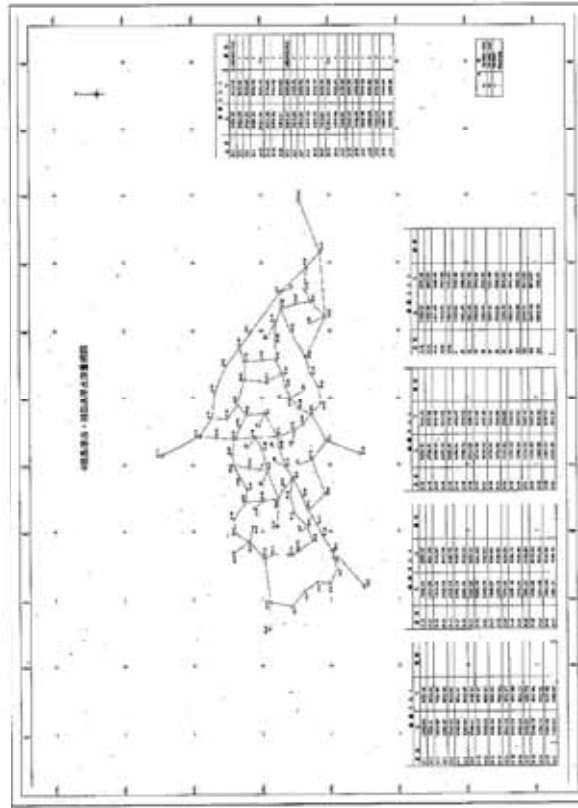
3. 留意事項

- ・境界測量の与点とした基準点の網図がある場合には、そのまま添付する。
- ・基準点測量網図の作成に際して、理由書等の書類がある場合には、それを添付する。

記載例⑤-1



記載例⑤-2



# 基準点測量精度管理表 その1

作業名	地区名	計画積算名	作業種別名	作業区分	②
目的	期間	作業量	主任技師名		

路線番号	測点番号	路線長	六角数	辺数	点検計算				中心	写像数	観測平均計算				備 考
					水平位置		傾 斜				単位高 金の補 正係数	高 程 の 補 正 係 数	行 程 係 数	備 考	
					閉合数	許容範囲	閉合数	許容範囲							
写像率															

点 検 測 量										主要機器名称及び番号	
測点番号	距 離			水 平 角			鉛 直 角			水準器	水準器
	点検値	採用値	較 差	点検値	採用値	較 差	点検値	採用値	較 差		

永久標識の類別等

種別	設置形式

特 記 事 項

用紙の大きさはA4判とする。

③ 標準型

## 2. 記載例⑥ (基準点測量精度管理表)

基準点測量を行った際の精度管理表を添付する。

**1. 趣旨、目的**  
基準点測量の際の観測等の確認のために作成するもの。

**2. 必要事項**  
国土交通省公共測量作業規程により様式が定まっている。同規程における精度管理表のうち、基準点測量のものを用いる。

**3. 留意事項**  
・境界測量の与点とした基準点の精度管理表があれば、そのまま添付する。  
・基準点測量精度管理表の作成に際して、測量書の記載がある書台には、それを添付する。

2. 記載例⑦（測量法第41条の規定による審査書の写し）

境界測量の写点とした基準点が国土地理院の審査を受けた場合には、審査書を添付する。

1. 趣旨、目的

基準点測量の精度を第三者が審査したことを確認するもの。

2. 必要事項

・測量法第41条により審査された旨の記載  
など

3. 留意事項

測量法第41条に基づいて、境界測量の写点とした基準点（補助基準点は除く）が国土地理院の審査を受けた場合には審査書を添付する。

審査書

〇〇地方整備局 〇〇事務所  
〇〇事務所長〇〇〇〇 殿

国土地理院長 印

平成〇年〇月〇日付け〇〇〇号で提出された測量成果等の写しについて測量法（昭和24年法律第188号）第41条第1項の規定により審査したので通知します。

測量成果の名称

3 級基準点測量

審査結果

本成果は、当該作業規程に定める精度を充分有するものである。

審査概要

審査は提出された成果等を用いて基本的事項全般の精度確認を行った。

所見

特になし。



## 地理空間情報ライブラリーサイトの公開について

地図や空中写真等の地理空間情報をわかりやすく検索・閲覧・入手するための地理空間情報ライブラリーサイトを公開いたします。

## 1. 「地理空間情報ライブラリー」とは

平成19年5月に成立した地理空間情報活用推進基本法では、その基本理念として、国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で、地理空間情報を高度に活用することが極めて重要としています。そのため、地理空間情報を共有し、利活用できる環境の整備が必要です。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機として、土地の成り立ちがわかる土地条件図や空中写真から昔の地形の把握や、標高がわかる地図から津波の到達の恐れのある範囲が検討できるなど、地図や空中写真などの地理空間情報の重要性が注目されました。このように、発災前の減災及び防災や被災後の復興の取り組みを行うにも地理空間情報の活用は極めて有効です。

しかし、多種多様な地理空間情報がありますが、必要なものを容易に見出し、他の情報と重ね合わせることが一般の方には容易ではありませんでした。

国土地理院は、様々な目的で利活用が可能な地理空間情報を国、地方公共団体をはじめ広く国民に紹介することにより、地理空間情報の流通を促進し、活用を進めるため、地理空間情報に関する図書館として「地理空間情報ライブラリー」を整備することとしました（別紙1-1）。地理空間情報ライブラリーサイトに登録された情報は、インターネットを通じて検索し、閲覧・入手ができるようになります。

今後も引き続き、地理空間情報ライブラリーサイトに掲載する情報やサービスを充実させていく予定です。

## 2. サイトの特徴

- (1) 地理空間情報の検索・閲覧・入手がしやすくなりました。
  - ・地理空間情報を項目別に検索することができます（別紙1-2）。
  - ・これまで項目別で地理空間情報を探す必要がありましたが、新たに任意の場所の地図・空中写真の検索ができます（別紙2-1）。
- (2) 国土地理院の保有する地図・空中写真が新たに閲覧できるようになりました。
  - ・地形図、地勢図、主題図、国土基本図、空中写真、国・地方公共団体が整備した大縮尺図面について、その概要を閲覧できます（別紙2-1）。
  - ・土地の成り立ちを表している「土地条件図」を電子国土Web.NEXT上でシームレスに見ることが出来ます。
- (3) 閲覧サイトのインターフェースをわかりやすく、より使いやすいものにしました。
  - ・統一性のあるインターフェースを用いて、操作性を向上させました（別紙2-1、2-2）。

各サイトは、以下のURLで閲覧できます。

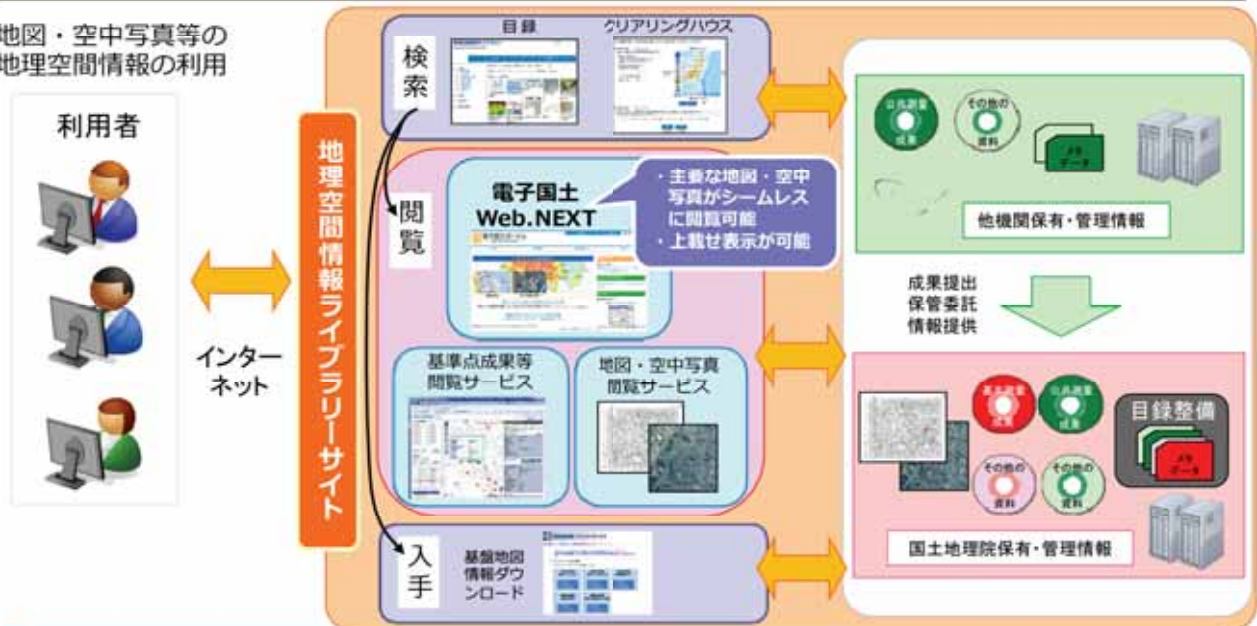
地理空間情報ライブラリー検索サイト	<a href="http://geolib.gsi.go.jp/">http://geolib.gsi.go.jp/</a>
地図・空中写真閲覧サービス	<a href="http://mapps.gsi.go.jp/">http://mapps.gsi.go.jp/</a>
基準点成果等閲覧サービス	<a href="http://sokuseikagis1.gsi.go.jp/">http://sokuseikagis1.gsi.go.jp/</a>

国土地理院では、今後も地図等の上にユーザが保有する地理空間情報を簡単に重ね合わせて表示できるマップアップリンク（地図に載せてつなく）の取り組みを推進していきます。

## 地理空間情報ライブラリーサイトについて

地理空間情報ライブラリーは、インターネットを利用して地理空間情報を利用者に提供する「仮想的な図書館」です。地理空間情報ライブラリーには、国土地理院の地図・空中写真及び国・地方公共団体が整備した図面等が登録されており、このサイトより検索・閲覧・入手が行えます。

地図・空中写真等の  
地理空間情報の利用



### 活用:

地理空間情報ライブラリーに保管されている過去の空中写真等を見ることにより、どのような土地（埋め立て地、盛り土地等）なのか知ることができる。過去の土地履歴を見ることで災害対策等に活用できる。

## 地理空間情報ライブラリーサイトを用いた情報の検索

This screenshot shows the website's search interface. A callout box titled '現在のHP' (Current HP) lists various data types available on the current site, such as '基差点・測地観測データ' and '地図・空中写真・地理調査'. Another callout box notes that the new interface reduces the number of clicks required to reach necessary information. A third callout explains that users can view information summaries by clicking on icons or pop-up menus. A fourth callout states that users can directly access individual sites by selecting '閲覧' (View) or '入手' (Acquire) from the pop-up menu. The interface includes a search bar, a category list on the left, and a grid of search results with thumbnail images and titles like '沿岸海域地形図' and '基差点成果等閲覧サービス'.



## 地図・空中写真閲覧サービスについて

任意の場所の地図・空中写真は、いつの時代のどんな種類があるかを検索し、閲覧できます。

対象となる図面：

- ・国土地理院がこれまで整備してきた地形図・地勢図・主題図・国土基本図・空中写真
- ・地方公共団体が整備した大縮尺地図



①その場所にある各種の地図・空中写真がアイコンで表示されます。

②アイコンをクリックすると



## 基準点成果等閲覧サービスについて

基準点成果のWeb閲覧サービスはこれまでも実施してまいりましたが、地図操作インターフェースを他の閲覧サービスと統一するなど、使いやすさの向上を図りました。

その他主な改良点

- ・地図上アイコンにカーソルをのせると、経緯度・標高値などの情報を即座(ポップアップ表示)に知ることができます。
- ・地図上に表示されている基準点のデータをKML形式で保存できます。

